

【別記 1 9 危険物製造所等廃止届出書の手続きについて】

危険物製造所等の所有者等は、消防法第12条の6第1項の規定により、製造所等の用途を廃止したときは届出書に必要な書類を添付したものを2部作成し、届け出しなければならない。

届出の時期	当該危険物製造所等の用途を廃止したときは遅滞なく
届出者	当該危険物製造所等の所有者等（設置者）
代理人による届出	可（委任状が必要）
必要書類	<input type="checkbox"/> 危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書（様式第17） 2部 <input type="checkbox"/> 当該製造所等の設置・変更に係るすべての許可書、完成検査済証及びタンク検査済証の正本及びタンクプレート等 <input type="checkbox"/> その他（廃止後の解体、用途変更等の計画書）
届出にかかる費用	手数料は無料です。
所要時間	書類確認に数日必要となり、必要に応じて現地確認を行います。
届出先及び届出方法	うるま市字大田44番地1 電話番号：098-975-2119 うるま市消防本部 予防課危険物係へ持参し提出してください 受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く） ※担当者不在の場合もありますので窓口へ来られる際は、事前に連絡をお願いします。
備考	※用途廃止の届出について※ （1）「用途を廃止」するとは、一時的な使用の休止ではなく、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせることをいいます。したがって、次の場合は廃止には該当しません。 ア 製造所等の一時的な休止を行う場合・・・「使用休止」 イ 設置（変更）許可を受けた後、完成検査前に製造所等の設置（変更）意思を喪失した場合・・・「許可の撤回」 （2）「廃止」するに至った原因が何であるかは問いません。したがって、火災その他の災害等により、設置者の意思に反して、用途廃止しなければならないものについても、廃止届が必要となります。 （3）廃止するために、安全対策などを行っていただく必要があるため消防本部予防課へ事前に相談してください。 （4）製造所等の区分変更等により、廃止及び設置の処理が必要な場合があるので留意してください。詳しくは消防本部予防課に相談してください

	<p>い。</p> <p>(5) 製造所等の用途廃止時期は、届出受付日ではなく、届出書に記載された廃止年月日です。したがって、届出年月日は廃止年月日以後の日付としてください。</p> <p>(6) 廃止年月日以後に危険物の指定数量以上の貯蔵又は取扱いが確認されたときは、無許可貯蔵又は無許可取扱いとなります。(法第10条第1項違反)</p> <p>(7) 製造所等のタンクの完成検査前検査の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失います。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たに完成検査前検査を必要とします。ただし、施設区分を変更する場合等において効力が存続する場合がありますので、詳しくは消防本部予防課に相談してください。</p> <p>(8) 届受付後、廃止の事実を確認するため必要に応じて現地調査を行うことがあります。火災危険の排除のため、適切な措置を講じてください。</p> <p>(例) 標識、掲示板の撤去、配管の縁切り、タンク内の砂等の充填、タンク銘板の撤去等</p> <p>(9) 廃止に伴い地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る等の指定数量以上の危険物の取扱いを行う場合は、仮貯蔵、仮取扱承認申請が必要となります。</p>
--	--